

第 16 号議案

足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 15 年 2 月 25 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区産業振興基本条例（平成元年足立区条例第 16 号）第 4 条第 4 号の規定に基づき、区内の中小企業等の資金調達を支援することにより、その経営の安定と向上を図り、もって区内産業の振興に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者並びに新規に開業しようとする法人及び個人をいう。

(2) 取扱金融機関 足立区（以下「区」という。）があっせんする融資を取り扱うため、区と中小企業等融資取扱契約を締結した金融機関をいう。

(3) 公的保証機関 信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づく信用保証協会その他の法令に基づき中小企業等の債務保証を行う機関をいう。

(4) 公的融資 中小企業金融公庫若しくは国民生活金融公庫の融資又は東京都若しくは区があっせんする融資をいう。

(5) 経営資金 中小企業等の経営の安定のために行う事業活動に必要な運転資金及び設備資金をいう。

(支援事業)

第 3 条 区は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「支援事業」という。)を行う。

- (1) 融資のあっせんに関する事。
- (2) 経営資金の調達に要する経費負担の軽減に関する事。
- (3) 経営資金の調達の相談に関する事。
- (4) その他区長が必要と認める事業

(対象者)

第 4 条 支援事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 区の区域内(以下「区内」という。)に 1 年以上住所を有し、又は法人の所在地がある事。
- (2) 区内で引き続き 1 年以上同一の事業を営んでいる事。
- (3) 個人にあっては特別区民税、法人にあっては法人都民税を滞納していない事。
- (4) 前 3 号のほか、規則で定める要件

2 前項の規定にかかわらず、新規に開業しようとする者その他規則で定める者については、前項第 2 号の規定は適用しない。

(融資のあっせん)

第 5 条 区長は、経営資金を必要とする中小企業等に対し、取扱金融機関による融資をあっせんするものとする。

(融資あっせんの申込み)

第 6 条 前条に規定する融資のあっせんを受けようとする中小企業等は、規則で定めるところにより、区長に申込みをしなければならない。

(融資の種別及び額等)

第 7 条 第 5 条の規定により区長があっせんする融資(以下「融資」という。)は、次の種別とする。

- (1) 一般事業資金

(2) 特別事業資金

(3) 環境保全資金

2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する融資については、その事由等に応じて融資の種類を規則で定めるものとする。

(融資の条件)

第 8 条 融資の条件は、次に掲げる範囲内とし、融資の種類ごとに付す条件は、規則で定める。

(1) 融資限度額 5 , 0 0 0 万円

(2) 融資期間 1 0 年以内

(3) 融資利率 年率 5 パーセント以内

(融資の債務保証)

第 9 条 融資は、公的保証機関の債務保証が受けられた範囲で実施する。ただし、区長が特に認めたときは、この限りでない。

(融資状況の報告)

第 1 0 条 取扱金融機関は、融資の状況を区長に報告しなければならない。

(資金調達に要する経費負担の軽減)

第 1 1 条 区長は、中小企業等が経営資金の調達に要した次に掲げる経費につき、規則で定めるところにより補助金を交付することができる。

(1) 公的融資の利用に際し、公的保証機関の債務保証を受けるために必要な保証料のうち区長が認めるもの

(2) 公的融資の償還利子のうち区長が認めるもの

(3) その他区長が必要と認める経費

(補助金の申請)

第 1 2 条 前条の補助金の交付を受けようとする中小企業等は、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

(資金調達に関する相談)

第 1 3 条 区長は、中小企業等の円滑な資金調達を支援するための相談

事業を実施する。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

中小企業等の資金調達を支援する必要があるので、この条例案を提出いたします。